

令和8年度 桑名市防犯カメラ設置補助事業について

安全で安心なまちづくりを推進し、地域の防犯活動を支援するため、自治会等が設置する防犯カメラに対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

1. 対象団体

桑名市内の自治会等(各自治会、連自治会及びまちづくり協議会)

2. 補助対象となる防犯カメラ

- (1) 防犯対策を主目的とするもの
 - (2) 画像を撮影し記録する機能を有するもの
 - (3) 24時間継続撮影が可能なもの(動体検知も可)
 - (4) 夜間撮影可能なもの
 - (5) 公道又は公道に面した公園等公共空間を撮影するもの
 - (6) 「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿った維持管理を行うもの
 - (7) 5年以上継続して設置、運用するもの
- ※ リース・レンタル契約のカメラ、カメラ機能の無いダミーカメラは補助対象外となります。

3. 補助対象とする経費

防犯カメラ機器購入費、工事費、設置に係る第三者検証費用、各種申請手数料、防犯カメラの設置を示す表示板の購入及び設置費
耐用年数経過後における全取替費用

※ 維持管理費(電気代、修理代、保守費用等)は対象となりません。

※ 申請後、工事を完了し令和9年1月末を目途に必要書類をすべて提出していただく必要があります。

4. 補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1とし、上限を15万円とします。

1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとします。

5. 申請受付期間

令和8年6月1日(月)から 市の予算枠に到達するまで <先着順>

～防犯カメラの管理・運用について～

設置者(自治会等)で「設置・運用規程」を作成し、適正な管理・運営を行ってください。
設置場所については、その場所や施設の所有者・管理者と十分協議してください。
特にプライバシーの保護などには十分な配慮をお願いします。

申請先・問い合わせ先

桑名市中央町二丁目37番地 市役所2階

防災・危機管理課 危機管理室

電話:0594-24-1337 FAX:0594-24-2945

補助金申請手続きの流れ

1. 申請書の提出

防犯カメラ設置補助金の申請者(自治会長等)は、必要書類を揃え、危機管理室へ提出してください。

- 1 桑名市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- 2 防犯カメラ設置事業(変更)計画書 (様式第2号)
- 3 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を明記した図面
- 4 防犯カメラの仕様がわかるカタログ等
- 5 防犯カメラの購入及び設置工事に係る見積書の写し
- 6 防犯カメラ設置事業承認証明書 (様式第3号)
- 7 防犯カメラ設置事業同意願兼同意書 (様式第4号)の写し又は設置に係る許可証等
- 8 防犯カメラ設置事業の撮影範囲に関する同意願兼同意書 (様式第5号)の写し
- 9 自治会で定めた防犯カメラの設置・運用要領
- 10 誓約書兼同意書
- 11 役員名簿

2. 交付決定・設置工事開始

申請内容の審査を行い、適当と判断された場合は、補助金交付決定通知書(様式第6号)を申請者宛に送付しますので、交付決定後に設置工事を開始してください。

※ 交付決定前に着手した工事の費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。

3. 実績報告書の提出

設置工事の完了後、30日以内に、次の書類を危機管理室に提出してください。

- 1 桑名市防犯カメラ設置補助金実績報告書 (様式第10号)
- 2 防犯カメラの購入・設置等に係る請求書及び領収書の写し
- 3 設置した防犯カメラ及び表示板の写真及び位置図
- 4 設置した防犯カメラによって撮影した画像を印刷したもの

4. 完了検査の実施

実績報告書に基づいて、市職員が現地での調査を行います。

5. 請求書の提出

完了検査終了後、適当と判断された場合は、補助金額の確定通知書を送付しますので、交付を受けようとするときは、所定の請求書を提出してください。

事務手続き上、請求書は遅くとも1月中までには提出してください。

6. 補助金交付

請求書の提出があった日から概ね30日以内に指定の金融機関口座へ補助金を振り込みます。

※ 提出する書類について、申請者(自治会長等)の署名をもって記名・押印に代えることができます。ただし、他人による代筆やゴム印の使用、パソコン等で印刷した場合は必ず押印をお願いします。印鑑(スタンプ印は不可)はすべて同じものを使用してください。

※ 申請から請求書提出までの期間に代表者(自治会長等)が交代になった場合は書面で報告してください。